

耐震診断等判定業務規程の一部改正について

平成22年5月28日

この度、次のとおり標記業務規程の一部を改正したのでお知らせします。

1 改正の内容

現行の鉄筋コンクリート造耐震診断基準は平成13年10月に改訂されていますが、それより前の基準によって耐震診断を行い判定を受けているものの耐震改修計画については、業務規程第10条の規定により新たに現行の基準で耐震診断をしたうえでその判定を受けて、その判定結果のもとに耐震改修計画を作成して判定を受けることとしていますが、それを現行の耐震診断基準で見直したうえでその見直しのもとに耐震改修計画を作成して判定を受けることとし、新たに耐震診断の判定を受けなくてもよいことにしました。

2 改正の施行期日

平成22年5月28日以降に受け付ける判定依頼から適用する。

3 業務規程新旧対照表

耐震診断等判定業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
第10条 現行基準によらずに耐震診断の判定を受けた建築物について耐震改修の判定を受けようとする場合は、事前に現行基準による耐震診断の見直しを行い、その結果に基づく耐震改修計画により判定を受けるものとする。	第10条 現行基準によらずに耐震診断の判定を受けた建築物について耐震改修の判定を受けようとする場合は、事前に現行基準による耐震診断の判定を受けるものとする。
2 削除	2 前項の現行基準による耐震診断の判定と耐震改修の判定は、第7条第2項第3号の総合判定として判定を受けることができる。